

# 燃えるごみ袋の臨時対応について

中東情勢の影響により、現在「指定燃えるごみ袋」が不足しています。

そのため、**5月11日から当面の間**、燃えるごみの排出方法について

**臨時対応が実施**されます。

住民の皆さまには、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 臨時的に使用できる袋



**45リットル以下の  
透明または半透明の袋**

袋には「**燃えるごみ**」と  
大きく明記してください。

記載はマジックなどを使用して  
分かりやすく表示してください。



## 使用できない袋



黒色の袋



コンビニ袋  
(レジ袋)



他自治体の  
指定ごみ袋



資源ごみ用の袋に  
燃えるごみを入れて  
出すこと

※上記の袋は使用できません。



指定ごみ袋を使用する場合は、  
これまでどおり**通常の分別ルール**に従って排出してください。

地域の皆さまにはご不便をおかけしますが、  
円滑なごみ収集のため、ご協力をお願いいたします。



お問い合わせ先

紫波町 産業部 環境課 生活環境係

☎ 019-672-2111